

春の狂犬病予防集合注射を実施します。

狂犬病予防集合注射を下の表のとおり実施します。都合のよい会場で受けてください。

集合注射料金 3,300円（注射料 2,800円＋注射済票交付手数料 500円）

集合注射と一緒に新規登録を併せて行う場合は上の料金とは別に、鑑札交付手数料として**3,000円**が必要です。なお、都合により会場に来ることができない場合には、往診を行います。注射料金のほかに往診料**2,000円**が必要です。往診を希望する場合は、5月13日（水）までにご連絡ください。

※往診時間は、依頼の件数によってご相談させていただきます。

春季狂犬病予防集合注射日程表

期日	注射場所	時間
5月15日 (金)	B&G海洋センター (関東934-2)	9:00～9:40
	南関第二保育園跡地《南関第二小学校横》 (上長田663-1)	10:10～10:35
	南集会所 (上坂下77)	11:05～11:30
	小原公民館 (小原931-1)	13:30～13:55
	ホテルの里公園駐車場《久重北公民館横》 (久重458-1)	14:10～14:35
5月16日 (土)	南関町役場 (関町64)	9:00～10:30
	南町民センター (下坂下160-3)	11:00～11:40
	南関第三小学校駐車場 (相谷1800)	13:30～14:15
	四ツ原集会所 (四ツ原1161-1)	14:45～15:10
	古小代の里公園 (宮尾479-1)	15:40～16:05

◆会場には必ず犬を制御できる人が犬をお連れください。また、飼い犬が起こした事故や糞尿の処理などは、飼い主が責任をもって処理してください。

●飼い犬には、鑑札・注射済票を装着させましょう

「鑑札」と「注射済票」を犬に着けておくことは、狂犬病予防法により義務付けられています。狂犬病予防法第27条第1号の規定により、犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、または届出をしなかった者は、20万円以下の罰則が科せられます。

また、狂犬病予防法第27条第2号の規定により、犬に狂犬病の予防注射を受けさせず、また、注射済票を着けなかった者は、20万円以下の罰則が科せられます。

「狂犬病」って…？

1950年以前、日本国内では年に数百頭の犬が狂犬病と診断され、年間数10名以上の人が狂犬病に感染し、亡くなっていました。その後「狂犬病予防法」が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留の徹底により狂犬病を撲滅することに成功しました。

しかし、世界のほとんどの地域で狂犬病が発生しており、毎年多くの方が亡くなっています。日本では、海外からの狂犬病の侵入を防止するために、様々な取組みが実施されていますが、完全に防ぎ切れるとは言い切れません。そのため、万が一に備えた予防注射がとても重要となります。狂犬病は、効果的な治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡します。また、発症するまでは感染しているかわかりません。

飼い主は、一年に1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせなければなりません。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

令和8年度版「ごみ出しカレンダー」が完成しました!

「南関町の令和8年度「ごみ出しカレンダー」が完成しました。日々のごみ出しにぜひご活用ください。

▶配布場所

○紙のカレンダー：税務住民課 環境対策係窓口で受け取れます。

○インターネット：下記の方法でご確認いただけます。

- ・「南関町 ごみ出しカレンダー」と検索
- ・右記QRコードを読み取る



※注意

●ごみは分別して、朝8時までに地区の決められた場所へ出してください。

●ごみ袋には、行政区・氏名を必ず記入してください。

●集積箱は燃えるごみ専用です。

ごみの適切な分別・排出を心がけ、「ごみの減量とリサイクル」にご協力をお願いします。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

食品ロス 約464万トン

～ つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス ～

「464万トン」という数字は、令和5年度に日本で発生した食品の廃棄量です。(国民一人当たり換算で約37キログラム)

「食品ロス」とは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロス問題は、もったいないというだけでなく、資源の無駄遣い、環境への負荷などを引き起こす社会問題につながります。

食品ロスの約6割が家庭から、約4割が事業者から発生しています。

熊本県では、食品ロス削減推進計画を策定し、持続可能な社会の実現を目的に、消費者や事業者、関係団体等の皆様と連携して食品ロス削減に取り組んでいます。

そこで、消費者が日常生活ですぐに取り組み、行動につながる4つの行動・食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進しています。

- ① 買い物時の「手前どり」行動の推進
- ② 外出時の「食べきり運動」の推進
- ③ 事業者参加の「フードドライブ」活動の推進
- ④ 消費者の意識を生かす「食ロスチェック」の実施

4つの具体的な内容につきましては、次号でご紹介します。



問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579